

在日外国人の学習権と人権

The Right of Child Education and Human Rights of Foreign Residents in Japan

金 泰勲 KIM, TaeHoon

● 星槎大学
Seisa University

Keywords 在日外国人, 学習権, 人権, 大学入試, 国際バカロレア
foreign residence in Japan, the right to learn, human rights, the university entrance exam, International Baccalaureate

ABSTRACT

日本における多くの外国人学校、ことに朝鮮人学校は学校教育法の「一条校」ではないという理由から、様々な学校運営上の制約があり「差別」を受けている。文部省（現在の文部科学省）は、外国人学校が「学校教育法」の第一条に定められた条件を満たしていないとして、在日外国人学校の生徒に対して、法的には日本の大学を受験する資格を認定していなかった。こうした問題を改善するため、2003年9月、文科省では、外国人学校生徒にも大学入学資格検定（大検）の受検を認める形で「学校教育法施行規則」を改正した。それによると、①「日本において外国の高等学校相当として指定した外国人学校（我が国において、高等学校相当として指定した外国人学校一覧）を修了した者」、②「高等学校と同等と認定された在外教育施設の課程を修了した者」、③「国際バカロレア、アビトゥア、バカロレアなどの外国の大学入学資格保有者」、④「国際的な評価団体（WASC, CIS (ECIS), ACSI) の認定を受けた外国人学校（国際的な評価団体認定外国人学校一覧）」の12年の課程を修了した者。また、インターナショナルスクールには税制上の優遇をしながらも、日本政府は朝鮮学校に対して何らの補助も行っていない。在日朝鮮人は、日本人と同様に日本政府に税金を納めている。最低限の国からの助成金や「指定寄付金」などへの税制上の優遇など、彼（彼女）らの子弟の子どもの学習権を守るためには、解決すべき点などが山積していると言える。

Foreign national schools, especially those for North Koreans, have been under various restrictions, and suffering disadvantages. The Ministry of Education (now the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology: MEXT) had insisted foreign national schools should not be treated as same

as Japanese schools, since they are not regulated by the Article one of the School Education Law. As a result, most pupils from foreign national schools were deprived of opportunities to sit university entrance examinations. International schools in Japan had not been belonging to the Article one schools, too. In order to solve such a problem, Regulation of School education was revised by the MEXT in September, 2003, so that pupils from international schools are also permitted to take examinations of university entrance requirements.

Those who can take the examinations are as follows:

1. Pupils who have completed the full course of foreign national schools in Japan recognized as equivalent to Japanese high schools (on the list of foreign national schools recognized as equivalent to high schools in Japan)
2. Pupils who have completed the full course of foreign institutes abroad;
3. Those who have International Baccalaureate, Abitur, Baccalaureate and soon;
4. Those who have completed 12-year course of foreign national schools accredited by the international Accreditation body (on the list of internationally accredited foreign nationals schools)

In addition, while international schools are enjoying better treatments on a taxation system, Korean schools are excluded from those treatments, although most Koreans pay taxes. There are a lot of challenges to rights of foreign child to education such as minimum funding from government and “the designated donation”.

はじめに

1985年、第4回ユネスコ国際成人教育会議（パリ）で「学習権宣言」が採択された。ここで、「学習権」とは、「読み書きの権利であり、問い続け、深く考える権利であり、想像し、創造する権利であり、自分自身の世界を読みとり、歴史をつづる権利であり、あらゆる教育の手だてを得る権利であり、個人的・集団的力量を発達させる権利である」と定義している。そして、学習権は「人間の存在にとって不可欠な手段である」としている。要するに、「学習権」は基本的人権の一つであり、人類の一部のものに限定されてはならないと言える。

このように、学習権が万人に対する基本的権利として定義され、貧困の克服、健康な生活、産業の発達などに不可欠であるため、貧困などの各種問題を持つ人々こそが学習権を持たなければならないとしている。

日本での学習権はどうであろうか。憲法第26条第1項は「すべての国民は、法律の定めるところ

により、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する」と規定している。これを受け、教育基本法第4条（教育の機会均等）では「人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」と教育の機会均等を保障している。しかしながら、これらの学習権は憲法が示すように、あくまでも日本国籍を有する者のみに該当する。

一方、在日外国人の教育権については、国際的に、内外人平等の人権思想がすすみ、とくに、国際人権規約（1966年国際連合総会にて採択、日本1979年批准のA規約「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」）の第13条第1項で「この規約の締結国は、教育についてのすべての者の権利を認める」とし、国籍にかかわらず、「すべての者」の教育権を定め、日本もこれにしたがうことになった。

すなわち、教育権をもつものは、子どもだけでなく、すべての大人も平等に教育権をもっていると言える。また、教育権をもつのは、日本人のみではなく、すべての在日外国人も教育権をもつと

言えるのである。ここでは、日本における外国人の学習権問題について外国人学校を中心に、彼(女)らは学習権を保障されているのかなどについて考察する。

1. 日本における外国人学校及び外国人児童・生徒の現状

日本におけるインターナショナルスクールとは、通例、特定の国の教育課程に基づくものでなく、多様な国籍・民族の児童・生徒の学習のための教育機関を指す。日本国内におけるインターナショナルスクールは昨今国際化に従い学校法人化されるものから各種学校に至るまで多様である。一方、大阪の建国学校や京都の国際学校のように、「学校教育法」第1条に定められる「学校」(いわゆる「1条校」)となったものもあるが、その殆どが無認可のまま第134条(旧第83条)に定められる各種学校である。これらの中でも一般的にインターナショナルスクールと呼ばれる欧米系の多くの学校は、WASC(Western Association of Schools and Colleges, 西部学校大学協会)、CIS(Council of International Schools, インターナショナルスクール会議)、ACSI(Association of Christian Schools International, キリスト教学校国際協会)などの国際的な教育認定団体が認める認定校も日本全国に点在する。日本では、「学校教育法」第56条に基づく告示によって、WASC、CIS、ACSIの認定校で12年の課程を修了した18歳以上の者には、大学入学資格(高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者)が認定される。

他方、特定の民族の学習者を対象とする学校を民族学校と呼ぶ。これらの学校の教育の教授用語は、対象とする国や民族の言語を用い、独自の教育課程を持つ。しかし、特定の国や民族を対象とする学校でも、国際バカロレア資格の取得が可能で、多様な国籍の児童・生徒を積極的に受け入れる教育施設も少なくない。

こうした外国人学校は、文部科学省の調査によると2007年現在、国内に約120校あり、約2万1千人の外国人の児童・生徒が在籍している。

それらの中でも最も多い学校は、北朝鮮を祖国とする「朝鮮学校」である。この朝鮮学校は、日本による戦前の朝鮮植民地支配の結果、日本に定住するようになった在日朝鮮人が自らの手で設立し、現在もその孫たちが学んでいるという特殊な歴史的背景をもっている。後述のように日本政府による外国人学校に対する差別の問題点は、この朝鮮学校の問題に集約されていると言っても過言ではない。現在、朝鮮学校に通うのは91校に約1万1千人とされている。2007年現在、日本にはアメリカンスクールなどインターナショナルスクールは約20校、韓国学校や中華学校などは約10校がある。

これらの外国人学校以外にも、多くのアジア系の児童・生徒は日本の国・公・私立学校に在学している。

彼(女)ら以外にも、ニューカマーと言われている多くの外国人の子女は、文部科学省の「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成18年度)」(注1)によると、公立学校に在籍している。2006年5月1日現在70,936人、この中日本語の指導を必要とする外国人児童・生徒は22,413人がいる。日本語指導が必要な外国人児童・生徒は、ポルトガル語が母語であるブラジルからが最も多く8,633人、次いで中国語4,471人、スペイン語3,279人とある。(その他6,030人、言語は英語をはじめ60の言語がある)。なお在籍学校数は、5,475校であり、同じ母語の児童・生徒が在籍する学校は47%で、要するに半数近くの児童・生徒が校内に同じ母語を話す児童・生徒が在籍していない状態である。さらに、日本語指導が必要な外国人児童・生徒の中、日本語指導を受けている割合は、小学校では86.8パーセント、中学校は84.5パーセント83.2パーセント、高等学校77.0パーセント、盲・聾・養護学校では43.1パーセントで、十分な日本語の指導を受けているとは言い難い。全公立学校での外国人児童・生徒の受け入れは、通学が便利、地元の学校に通うことができるという反面、日本語の十分な指導が行きとどかず、同じ母国語を話す友人もいないというのが少し心配なところである。

2. 在日韓国・朝鮮人学校

2.1 朝鮮学校の設立背景

日本に住んでいる在日外国人には、大別して在日韓国・朝鮮人と在日中国・台湾人のように戦前から移住している「特別永住者」(注2)、ならびに仕事や留学などのために一時的に居住している者、日系帰国定住者など、いわゆる「ニューカマー」に区分される。

在日外国人の数は、法務省入国管理局の「在留外国人統計」によると、1980年には783,000人であったが、96年には1,415,000人とほぼ倍増し、2006年には2,084,919人で、2007年には2,152,973人、その数は今でも年々増加している(注3)。その内訳は、2006年までは韓国・朝鮮が最も多かったが、2007年には中国・台湾が最も多く606,889人(28.2%)、韓国・朝鮮が593,486人(27.6%)で、ブラジル、フィリピン、ペルー米国が続いている。ちなみに韓国・朝鮮籍者は、日本籍への帰化者の増加により年々減少されている。

1945年8月15日、祖国解放を迎えた在日韓国・朝鮮人は、即座に民族のアイデンティティを取り戻すべく、子どもたちに朝鮮の言葉と文字を学ばせることに取り組んだ。このような状況から、日本各地で「国語講習所」として始まった民族教育は、「在日朝鮮人聯盟(朝鮮総連)」の結成により発展し、組織化・体系化された。彼らは日本全国の「国語講習所」を46年4月から6年制の「初等学院」に改編し、同年10月からは中等教育機関も設けた。

こうした朝鮮学校の設立と民族教育の開始に対して、GHQと日本政府当局は民主主義的民族教育を否認し、朝鮮学校を閉鎖しようと試みたが、各地で在日朝鮮人の反対運動が起こり、時には日本政府との衝突という事態にまで発展した。たとえば、大阪では16歳の少年が射殺される事件まで起こっている(4・24闘争)。1949年10月にはGHQと日本政府は「朝鮮人学校閉鎖令」(注4)を発令したが、朝鮮人学校は「自主学校」・「公立学校分校」・「民族学級」といった形態で民族教育を継続していった。1955年になると、「朝鮮総聯」

(北朝鮮を祖国とする者の団体)が結成され、より明確な民族教育がなされるようになり、1956年4月には「朝鮮大学校」も創設され、体系的な民族教育が可能となった。

2.2 在日朝鮮人学校に対する差別

しかし、1965年に出された「文部省次官通達」は朝鮮学校を各種学校として認可すべきでないという意向を示し、民族教育の進展に水を差すこととなる。更に日本政府は、1966年から1972年まで、外国人学校をすべて文部省の管轄の下に置くことを目的とした「外国人学校法案」の成立を目指したが、合計7回も廃案となり、成立には至らなかった。その後も、依然として民族教育を否定する文部省の姿勢は変わることはなかった。(注5)

文部省の方針転換は、1968年の「朝鮮大学校」認可を契機とする。そして、1975年11月までには全ての朝鮮総連の学校が学校法人として認可を得た。しかしながら、学校といっても各種学校の扱いであり、「学校教育法」の「一条校」ではないという理由から、様々な制度的な問題が生じているだけでなく、日本人の朝鮮に対する差別意識の問題も含め、未解決の課題が存在している。

在日韓国・朝鮮人の闘いと、それを支持する世論の高まりにもかかわらず、戦後の日本政府や文部省は朝鮮学校を「各種学校」の枠に押し込め、不当な制度的差別を続けてきた。たとえば、国鉄時代から続いていたJRの通学定期券割引差別問題は、1994年になるまで解消されなかったし、部活動の公式戦参加等の問題は、高体連が1991年にインターハイ(全国高校総体)参加を認めるまでは解消されなかった。確かに公式の場における差別は解消されつつあるものの、非公式の場面では依然として朝鮮学校の児童・生徒に対する差別は根強く残ったままである。

2.3 朝鮮学校の現状

現在、約60万人の在日韓国・朝鮮人(在日韓国人とするのは大韓民国を祖国とする者であり、在日朝鮮人というのは北朝鮮を祖国とする者である)が日本国内に居住しているが、そのうち約53

万人は、かつての日本の朝鮮植民地統治の結果、渡日を余儀なくされるか、ないしは強制的に日本に連行された人たちである。日本の国内には、1945年の祖国解放後も引き続き日本に住むようになった人たち、あるいは、それらの人たちの子孫として日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人が多数存在しているのである。彼（女）らの子どもは、大別して日本人の学校と自ら設立した民族学校と呼ばれている学校で学んでいる。このような歴史的事情を有する在日韓国・朝鮮人は祖国解放と同時に、植民地統治時期に奪われた母国語や母国の文字や文化を取り戻したい一念から日本各地に学校を建て、子どもたちに対する民族教育を開始したのである。

現在、91校の朝鮮学校（多いときは180余校）が日本各地で運営されているが、日本の学校教育と同じ6-3-3制であり、また日本の学校と教育内容も同一水準である。その教育目標としては、在日朝鮮人としての民族的アイデンティティを持ち、生きる力を育み、祖国と日本、世界で活躍できる人材を育成することが掲げられている。また、母国語である朝鮮語をはじめ朝鮮の歴史・地理・社会・民族文化・伝統などの科目に力を入れる一方、理数科目、日本語・英語などの言語科目、日本と世界の歴史・地理・社会など幅広い科目が教授されている。

3. 朝鮮学校と大学入学受験資格の変遷

3.1 門戸開放を求めて

1999年度入試から、各種学校である朝鮮大学の卒業生に対して、これまで一切受験資格を認めなかった国立大学大学院が門戸を開いた。京都大学大学院と九州大学大学院の複数の研究科が独自の判断で行った決定だが、文部省は、この決定は違法であるとして現在も認めていない。だが、皮肉にも門戸開放の動きは文部省が進める「大学院改革」の結果でもある。文部省が1997年1月に策定した「教育改革プログラム」(注6)の4つの柱のうちの一つは「大学改革と研究振興を進める」というものであり、その改革の主な項目が「大学

院制度の改革」であった。一方、大学審議会答申では「大学院教育のレベル向上を目指す改革の方向性は多様化と個性化」が打ち出され、各大学院の自主性を重んじる方向で諸制度の弾力化も指摘されていた。

こうした教育改革は、大学院に限ったことではない。2002年度から学校週5日制の完全実施がなされ、その結果として各教科の内容は3割削減され、授業時間も弾力化され、学校の自主的な裁量範囲も拡大された。また、中高一貫教育制度の導入や大学入学年齢の引き下げ、専門学校卒業者の大学入学など、一連の規制緩和措置が次々に実施されていた。こうした学校制度の多様化・個性化路線は、確実に教育界の規制緩和を進行させているが、他方では「各種学校」である外国人学校卒業生の大学・大学院の受験資格は「国の学校教育の根幹に関わる問題」として文部科学省は断固拒否していた。それは、独自の判断で受験を認める大学の自治権を否定していることに他ならない。しかし実際には、当時過半数の公私立大が大学の受験資格を認めるまでに至っていた。そして、複数の国立大学大学院も同様であった。

3.2 大学入試制度改革に至るまでの一条校の問題

文部科学省は、現在のところ、外国人学校が「学校教育法」の第一条に定められた条件を満たしていないとして、在日外国人学校の生徒に対して、法的には日本の大学を受験する資格を認定していなかった。参考に同条を記しておこう。この法律で、「学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学高等専門学校」である。同法で規定された学校が「一条校」と呼ばれるものである。しかし、こうした学校以外にも、多様な学校は存在する。それが、学校教育法が当初から規定していた「各種学校」(学校教育法第134条)である。この他にも、職業訓練法をもって規定された職業訓練校、児童福祉法をもって規定された保育所、さらには、後に法律の改正によって新設された専修学校も存在する。

各種学校は、「学校教育に類する教育を行う」学校である。各種学校は、学校教育法などによっ

て定められた学校ではない。文部省が「一条校」を設けた狙いは、戦前の複雑な学校制度を小学校、中学校、高等学校、大学の単線的な教育制度に変える必要があったからである。しかし、外国からの留学生を受け入れている以上、外国人として当然受けるべき教育を受けた在日外国人の学校の児童・生徒を排除することは、国際的な状況からも、人権上からも容認されるべきではない。

朝鮮学校は、現在の「学校教育法」では前述のように、「各種学校」として分類されている。これによって、どんなに「一条校」と同じ内容の教育を受けても「一条校」のように扱われず、その卒業資格も与えられない。朝鮮学校の高等学校出身者が国立大学を受験可能とする方法は、大検を受験するか、通信制の高等学校で卒業単位を取得しなければならないため、一条校出身者に比べて極めて大きな負担となっていた。

実は、この「一条校」の問題には重大な矛盾が内包されている。それは、他の外国人学校出身者との格差の問題である。欧米系外国人学校出身者に対しては、「学校教育法施行規則」（旧第69条3項：文部大臣の指定したもの）が適用され、入学資格は与えられる（ドイツ学園出身でアビトゥア資格所有者、フランス学校・アメリカンスクール出身者で国際バカロレア資格所有者）。一方、アジア系外国人学校では、生徒が上記のような資格を取得することはできず、欧米系外国人学校出身者と比べると取り残された形となっていた。

こうした生徒に対して「学校教育法施行規則」（旧第69条5項：大学において高校卒業者と同等以上の学力ありと認めた者）を適用して入学資格を認める方法もあるのだが、文部科学省が大学に圧力をかけており、実現できないままとなっているのが現状であった。この背景には政治的・民族的差別が存在していることは否めない。

3.3 大学及び大学院の受験資格の改善

公・私立大学の中には、独自の判断で朝鮮学校出身者の受験を認めているところも多いが、国立大学は目下のところ、全てが文部省の見解に従うかたちで受験を拒否していた。一部、「一条校」

となって全ての大学の受験資格を得ている外国人学校も存在するが、日本の学習指導要領を順守した結果、民族のアイデンティティを保持し得る教育内容にはなっていない。今の制度では、民族のアイデンティティや誇りを満たし得ない教育を、外国人に強制しているものと考えられるのである。1999年3月現在、外国人学校出身者の受験資格を認めている主な公・私立大学は全体の約50%程度であった。

在日外国人学校にどのような資格を認めるかは、外国人が日本に住むうえで、どのような生き方を選択できるかという問題につながる。たとえば、朝鮮大学校には医学部はなく、仮に作ったところで、次には国家試験の受験資格の問題が待っている。選択の幅を著しく制限している今の制度は、とくに欧米以外の外国人に対する強い差別感情と結び付いていると見ることができよう。見方を変えれば、大学受験資格問題の解決は、そうした差別意識を除去していくためにも緊急の課題である。良識をむねとする教育・学問の分野から正さずして、どこから変えていけるのだろうか。

3.4 人権侵害と日本政府の対応

1993年の第3回にわたる国連による審査では含まれなかった「朝鮮学校差別」が、1998年6月における国連の「子どもの権利条約委員会」は、「高等教育機関へのアクセスにおける不平等」を取り払うことで、「コリアン出身の生徒の高等教育施設へのアクセスについて特に懸念する」と勧告している。国連の「自由権規約委員会」でも、1998年11月に日本政府の報告に対する審査の結果、最終見解の中で「朝鮮学校差別を含む在日朝鮮人への差別の事実を懸念する」と述べている。その結果、1999年9月、当時の文部省が「外国人学校生徒にも大学入学資格検定（大検）の受験を認める形で学校教育法施行規則」を改正した。その後、2002年3月に、インターナショナルスクール卒業生の受験資格認容を盛り込んだ「規制改革推進三カ年計画」を閣議で決定し、2003年3月に、文部科学省が事実上、英米系のインターナシヨナ

ルスクール16校に限り、受験資格を認める方針を固め、同年4月より施行すると告示した。しかし、「アジア系の学校を認めないのは納得できない」と資格拡大を求める国会の動きや、日弁連、在日韓国・朝鮮人らによる運動、京都大学をはじめ東京外国大学などが、文部科学省にアジア系の生徒の受験資格認定を要請するなどにより、2003年8月1日によろやく文部科学省が朝鮮学校を含むアジア系の外国人学校卒業生にも受験資格を原則的に認める方針を固めた。

以上のようなことから、文部科学省も動き出し、2003年9月19日に、「学校教育法施行規則及び告示の一部改正について」の制定・告示した。それにより、アジア系の学校の卒業生にも大学や短期大学への受験資格が与えられることになった。ここで改正・告示された外国人関連条項について見ると、次のようなものがある。

- ①わが国において、外国の高等学校相当として指定した外国人学校（我が国において、高等学校相当として指定した外国人学校一覧）を修了した者（12年未満の課程の場合は、さらに指定された準備教育課程（文部科学大臣指定準備教育課程一覧）又は研修施設（文部科学大臣指定研修施設一覧）の課程等を修了する必要がある。）（1981年「文部省告示」第153号第3号、第4号）
- ②高等学校と同等と認定された在外教育施設（文部科学大臣認定等在外教育施設（高等部を設置するもの）一覧）の課程を修了した者（施行規則第150条第2号）
- ③国際バカロレア、アビトゥア、バカロレアなど、外国の大学入学資格の保有者（1978年文部省告示第47号第20号～第22号）
- ④国際的な評価団体(WASC, ECIS(CIS), ACSI)の認定を受けた外国人学校(国際的な評価団体認定外国人学校一覧)の12年の課程を修了した者(1978年文部省告示第47号第23号)
朝鮮学校の卒業生は「個人単位」で個別大学の判断に委ねることとなった。

4. 私学助成金に対する差別

こうした大学受験以外にも、2001年の3月に開かれた国連による「人種差別撤廃委員会」でも日本政府に対し、韓国語による学習が認可されていないこと、及び在日韓国・朝鮮人の生徒が高等教育へのアクセスにおいて不平等な取扱いを受けていることを懸念し、韓国・朝鮮人をはじめとするマイノリティーに対する差別的な取扱いを撤廃するための適切な手段を講じることを勧告している。

在日韓国・朝鮮人は、日本人と同様に日本政府に税金を納めている。ところが、日本政府は朝鮮学校に対して何らの補助も行っていない。すなわち韓国・朝鮮人が納める税金は、日本の学校の運営費補助として用いられている。むしろ、外国人の児童・生徒が住所を有する地方自治体からは、名目と金額の差の違いはあるが、それぞれ助成が行なわれている。しかし、その額は私立学校に対する助成と比べても、10分の1程度に過ぎない。また、日本の私立学校に対する「寄付金についての無条件で税制上の優遇措置」制度、アメリカンスクールやインターナショナルスクールなど一部の外国人学校に対して適用している「指定寄付金制度」(注7)、その他、「特定公益増進法人」(注8)日本私立学校振興・共済事業団の「受配者指定寄付金制度及び融資制度」(注9)の適応なども、アジア系の学校には排除している。

日本弁護士連合会は、1998年2月、朝鮮学校など在外外国人学校について「制度的な不平等は重大な人権侵害」だとし、日本政府及び文部省に是正を求める勧告書を提出した。これによると、在日朝鮮人の自己の民族文化を保持する教育についてその権利を認め、いわゆる民族各校について「学校教育法」第一条の学校と同等の資格を認める措置をとるよう要求している。また、「私立学校振興助成法」(注10)と同等以上の助成金が交付されるよう措置をとることと、1965年の「文部省事務次官通達」を撤回することも要求している。このような日本政府の差別的対応の結果が日本社会にも反映され、朝鮮学校生徒、とりわけ民族服「チマ・チョゴリ」を着た女子生徒への暴行など

の事件が公然と繰り返されている。これらの結果、日本の学校へ就学を余儀なくされている朝鮮学校の生徒も少なからずいる。在日朝鮮人は、普遍的な人権である民族教育を受ける機会すら満足に保障されていないのである。

5. インターナショナルスクールと国際バカロレア

5.1 国際バカロレア制度とインターナショナルスクール

国際バカロレア (International Baccalaureate) の制度は、1960年代に自国以外の高等学校で学ぶ生徒が大学入学資格、いわゆるディプロマ (Diploma) を取得できるように共通のカリキュラムを設け、統一試験を実施したことから始まっている。5年ごとに改訂されるカリキュラムは、高度な知的・学問的水準を要求しており、また、その学習成果を問う大学入学資格試験も厳格、かつ公平であると言われている。国際バカロレアは70年に運用が開始され、2007年現在125カ国において2075校の国際学校が、国際バカロレア事務局 (IBO) から加入認定を受けている。

国際バカロレアは採用されて30年間にわたって国際社会における後期中等教育に大きな役割を果たしてきたが、1990年代になると、さらなる発展を遂げた。たとえば、1992年の11歳から16歳までの前期中等教育レベルにおけるカリキュラムである「ミドルイヤーズ・プログラム」 (Middle Years Programme) と、1997年の3歳から12歳までの児童を対象とした「プライマリーイヤーズ・プログラム」 (Primary Years Programme) の開始である。(注11)

現在、国際バカロレアプログラムは初等・中等教育のすべてのすべての段階を取り入れた総合的なカリキュラムに整備されている。国際バカロレアの全体像を把握することによって、日本の初等・中等教育における教育課程の有り方について国際的な視点から考察することが可能となるので、以下の三つのプログラムについて紹介する。

5.2 プライマリーイヤーズ・プログラム (PYP)

同プログラムは、3歳から12歳までの幼児及び児童を対象としたものである。このプログラムのカリキュラムの目的は、知的発達のみならず、幼児及び児童が社会的、身体的、感性的、文化的に必要なことを学びながら、心身の発達を測ることにある。教科は、国語 (8歳から第二言語も開始する)、社会科、算数、芸術、理科・技術、体育・公民などの6教科であり、これらの知識を学習する過程で「人間とは何か」・「私たちはどのような時と場所に生きているのか」・「どのように表現するか」・「世界はどのように動いているのか」・「どうすれば自分のことは自分でできるか」・「人類共通の家である地球をどのように守るか」などの問題を具体的に子どもたちに考えさせるのである。また、教育期間の10年間を通して、子どもたちは次のような特質を備えた存在となることも期待されている。

5.3 ミドルイヤーズ・プログラム (MYP)

同プログラムは、11歳から16歳までの生徒にとって必要とされる知的能力、及び日常生活に必要なとする能力を身に付けることを目的としている。また、上級のディプロマ・プログラムの準備段階としても位置づけられている。同プログラムのカリキュラムは、伝統的な教科教育を中心としているが、個々の教科間の関連性も重視し、総合的な知識を向上させることも意図されている。なかでも、同プログラムのカリキュラムの特徴は、生徒個人が自国の歴史や伝統に対する理解を深めると同時に、異文化間の関係についても知識を持たせるものになっている。すなわち、国際理解教育の理念が具現化されている。教科は、「言語 A」 (生徒の日常言語)、「言語 B」 (母国語以外の現代言語)、「人文科学 (歴史、地理)」、「自然科学 (科学概論、生物学、化学、物理学)」、「数学 (代数・数学、幾何、三角法、確率、統計)」、「芸術 (美術、デザイン、音楽、演劇)」、「体育 (保健・衛生、個人・団体スポーツ)」、「技術」の8科目で構成されている。8教科に加えて、「総合的な学習」として、次の五つの学習領域も設けている。

- ① Approaches (学習の仕方) : 効果的な学習法を育む。
- ② Community Service (地域社会への奉仕) : 他人への奉仕精神を育む。
- ③ Health and Social Education (健康と社会教育) : 健康の大切さ, 社会のルールについて学ぶ。
- ④ Environment (環境) : 自然環境の尊さとその保存法について学ぶ。
- ⑤ Homo Faber (創造者としての人間) : 人間の創造性と, 発明者によって創り出された製作物について学ぶ。(注12)

5.4 ディプロマ・プログラム (DP)

「ディプロマ・プログラム」(Diploma Programme)は, 16歳から19歳までの高校生を対象とした2ヵ年カリキュラムと, それに接続する大学入学資格試験からなり, 多くの国における後期中等教育制度, 及び大学入学試験制度に応じて設けられた制度である。

このカリキュラムの特色は, たんに高い知的, 学問的水準を求めるだけではなく, ①高校段階の生徒に求められる思考力, 判断力, 批判精神などを育むための特別な教科を設けたこと, ②全ての教科において国際的な視野に基づき自ら判断し行動する力を生徒に身に付けさせるような指導を行うこと, ③さらには, 生徒が一個人として他人に対する思いやりや社会に対する貢献を具体的に行動する機会をもたせることが挙げられる。

カリキュラムは, 第一言語(母国語), 第二言語(現代言語), 人文・社会科学, 自然科学, 数学, 芸術及び選択科目(古典言語を含む)といった伝統的な教科以外にも, 「知識論」(Theory of Knowledge), 「創造性・行動・奉仕」(Creativity/Action/service), 「課題論文」(Extended Essay)という3つの必修科目からも構成されている。

日本では, 1979年4月25日付の文部省告示第70号を以って, 大学入学に関して高等学校を卒業した者と同等以上の学歴があると認められる者として, 「スイス民法に基づく財団法人国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有す

る者で18歳に達した者」が指定されている。

日本の大学ではICU, 上智大学, 京都大学, 筑波大学など2007年現在約250校がこの資格を認めている。

しかし, 国際バカロレア資格が大学入学資格として認められてから, すでに30年の歳月が過ぎたにもかかわらず, 日本における国際バカロレア・ディプロマ・プログラムを導入している高校は, 2007年1月現在, (セントメリーズ・インターナショナルスクール, カナディアンアカデミー(兵庫県), 横浜インターナショナルスクール, サンモールインターナショナルスクール, 清泉インターナショナルスクール, 大阪インターナショナルスクール, 加藤学園暁秀中高等学校, ケイインターナショナルスクール, 福岡インターナショナルスクール, 広島インターナショナルにとどまっている。しかも, 加藤学園暁秀中高等学校を除いては, 学校教育法第一条で定めた学校ではなく, 法的には各種学校の扱いとなっている。この他に玉川学園高等部が設立認可待ちである。

結 び

前述のように, 2003年, 文部科学省は, 大学入学資格の弾力化の方針を発表し, それにより, 外国人学校卒業の大学進学への門戸は広がった。その中で外国人学校について(1)欧米系民間評価機関の認定を受けたインターナショナルスクール, (2)本国で当該国の正規の課程と同等として位置づけられていることが各国大使館等を通じて公的に確認できる外国人学校, (3)その他の外国人学校の3種に分け, (1)および(2)については文部科学大臣が学校単位で当該外国人学校卒業生に大学入学資格を認定し, (3)については各大学が個別に当該外国人卒業生1人1人に対して大学入学資格を認定する, こととなり, 各大学が独自に新入生の資格の有無を判断できるようになった。これにより, 外国人学校卒業生が大学を受験できるようになり, 進学が大きく広がることを期待する。一方, 「1条校」に指定されていないため, 前述のように, 国からの助成金や「指定寄付

金」など解決すべき点などが山積している。最低でも、インターナショナルスクール並みの税制上の優遇をすべきではないかと思う。

【参考文献及び資料】

林毅・法田佐智子他「外国人学校—学校教育法と大学受験資格問題、その変遷—」, 2007年3月3日。

北野秋男編著『わかりやすく学ぶ教育制度』啓明出版株式会社, 2003年。

国際カリキュラム研究会代表・吉田和文『国際バカロレア・プログラムの評価基準及び大学との接続に関する調査研究』平成13年度文部科学省「外国人教育に関する調査研究」委託研究報告書。

国際カリキュラム研究会代表・相良憲昭『国際バカロレアプログラムにおける評価、研修システム及び国際教育の位置付けに関する調査研究』平成12年度文部科学省「外国人教育に関する調査研究」委託研究報告書。

国際カリキュラム研究会代表・相良憲昭『諸外国における国際バカロレア機構及び国際バカロレア・プログラム(カリキュラム)の位置付けに関する調査研究』平成11年度文部省「外国人教育に関する調査研究」委託研究報告書。

都立大人文学部心理・教育学科教育学専攻社会教育学特殊講義(野元ゼミ)レポート集「朝鮮学校をめぐる問題」,(インターネット)2000年3月。
[www://www.geocities.co.jp/CollegeLIFE-Library/1555/chousengakkou.html](http://www.geocities.co.jp/CollegeLIFE-Library/1555/chousengakkou.html)。

小沢有作『民族教育論』明治図書出版, 1994年。

床井茂編『いま在日朝鮮人の人権は、隣人と手をつなぐために』日本評論社, 1990年。

小沢有作『在日朝鮮人教育論—歴史編—』亜紀書房, 1988年。

【注】

注1) 文部科学省『日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等に関する調査』(平成18年)。

(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/08/07062955/001.htm)

注2) 2007年末現在在日外国人の在留資格別に内訳をみると、特別永住者が430,229人、一般永住者が439,757人、定住者が268,604人、日本人配偶者が256,980人、留学が132,460人、その他が624,943人である。

注3) 「特別永住者」: 「出入国管理特例法」で1991年11月に規定された。1945年の敗戦以前に移住、強制連行などで日本に渡り、1952年のサンフランシスコ平和条約発効で日本国籍を失った後も、続けて日本に滞在する外国人と、その子孫に資格が与えられている。

注4) 「朝鮮人学校閉鎖令」: 日本を占領していたGHQ(連合軍総司令部)の指示により、日本政府は在日朝鮮人を同化させる目的で1948年1月、朝鮮学校の閉鎖をもくろむ「通達」を全国の知事あてに出した。在日朝鮮人らはすぐさま反対運動を展開し、同年4月24日には兵庫県の同胞らが県知事に、「学校閉鎖令」の撤回を約束させた。この日を記念して「4・24教育闘争」と呼ぶわけだが、GHQによる同日の「非常事態宣言」公布によって、約3,000人が検挙・投獄され、無残にも16歳の少年が射殺された。

そして日本政府は1949年10月、「朝鮮人学校閉鎖令」を一時的に通達し、すべての学校を閉鎖に追い込んだ。その結果、朝鮮学校は日本の公立分校などの形態で運営せざるを得なくなった。

注5) 都立大人文学部心理・教育学科教育学専攻社会教育学特殊講義(野元ゼミ)レポート集「朝鮮学校をめぐる問題」,(インターネット)2000年3月。
([www://www.geocities.co.jp/CollegeLIFE-Library/1555/chousengakkou.html](http://www.geocities.co.jp/CollegeLIFE-Library/1555/chousengakkou.html))

注6) 「教育改革プログラム」: 当時の橋本総理に対し、教育改革の具体的な課題やスケジュールをとりまとめた報告書で、その主な内容は、一人一人の子供の個性を生かし、豊かな人間性や創造性をはぐくむ教育を進めていくため、義務教育、後期中等教育、高等教育の接続等を見直しながら、中高一貫教育制度の導入など教育制度の改革、大学入学年齢の特例など教育制度の弾力化、教育内容の再構築、教員の資質向上、地方教育行政システムの改善、高等教育機関の活性化などの教育制度の革新に積極的に取り組むとともに、豊かな人間性の育成を図るための教育内容の充実等に取り組むことである。

注7) 「指定寄付金制度」: 法人や団体への校舎増築などのための寄付金について、所得控除や損害扱いされることで、「寄付行為が優待される制度(大蔵省告示第154号, 1965年4月30日)」。これにより各種学校への寄付行為についても対象としているが、アメリカンスクールやインターナショナルスクールなどには適応しているが、同じ各種学校であるアジア系の学校には認めてない。

注8) 「特定公益増進法人」: 教育、科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献など、その活動の公益性が高いと認められる法人。学校を運営する学校法人などが指定され、指定された法人への寄付金は控除される。2003年度から「初等教育または中等教育を外国語より施す各種学校」も対象になったが、二つの要件、①「外交」「公用」「家族滞在」の在留資格を持つ子供たちを対象とする学校であること、②教育活動について欧米の国際評価機関による認定受けること(文部科学省告示第59号, 2003年3月31日)。によりアジア系の学校は排除された。

注9) 「受配者指定寄付金制度及び融資制度」: 私立学校の教育研究の発展に寄与するために、日本私立学校振興・共済事業団を通じて、寄付者が指定した学校法人に寄付する制度。「各種学校」については適応さ

れない。

注10) 「私立学校振興助成法」: 学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する児童、生徒、学生又は幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もつて私立学校の健全な発達に資することを目的とする法律で、1975年7月11日(法律61号)に制定され、2002年2月8日(法律1号)改正された。

注11) 国際カリキュラム研究会代表・相良憲昭『国際バカロレアプログラムにおける評価、研修システム及び国際教育の位置付けに関する調査研究』平成12年度文部科学省「外国人教育に関する調査研究」委託研究報告書。

注12) 上掲書。

<付記>

これらの問題以外に、1991年「在日韓国人の法的地位・待遇に関する日韓覚書」に従い、同年から「公立学校の教員採用試験について」「日本国籍を有しない者について受験をみとめること」にしたが、就任できるのは「教諭」ではなく期限を付さない「常勤講師」であり、多くの日本人教員が一定の経験を積むと就任する主任にすらなれない。ただし、東京都では文部科学省の通知に従わず、外国人を教諭や主任として採用している。そして、大学入試はかなり改善されたが、高校入試の場合、いまだに、公立学校は勿論、私立大学付属高校さえ、韓国・朝鮮、中国・台湾学校の卒業者を、一条校でない理由で受験資格を与えていないなど、改善すべき問題が山積みしている。